

若年者の契約トラブルに注意！！



令和4年4月から、成年年齢が20歳から18歳に引き下げられました。これにより、18歳19歳による契約に関して、民法上の未成年者取消権が行使できなくなりました。

予想されるトラブル例

- ① 副業・情報商材やマルチなどのもうけ話トラブル
- ② エステや美容医療などの美容関連トラブル
- ③ 健康食品や化粧品などの定期購入トラブル
- ④ デート商法などの異性・恋愛関連トラブル
- ⑤ スマホやネット回線などの通信契約トラブル



防犯ポイント

- ☆ 軽い気持ちで契約しない！
- ☆ うまい話に飛びつかない！
- ☆ ネットの情報に流されない！
- ☆ 契約をせかす者は相手にしない！



相談先
最寄り警察署の生活安全課
又は
ヤミ金融・悪質商法110番 078-371-9110